

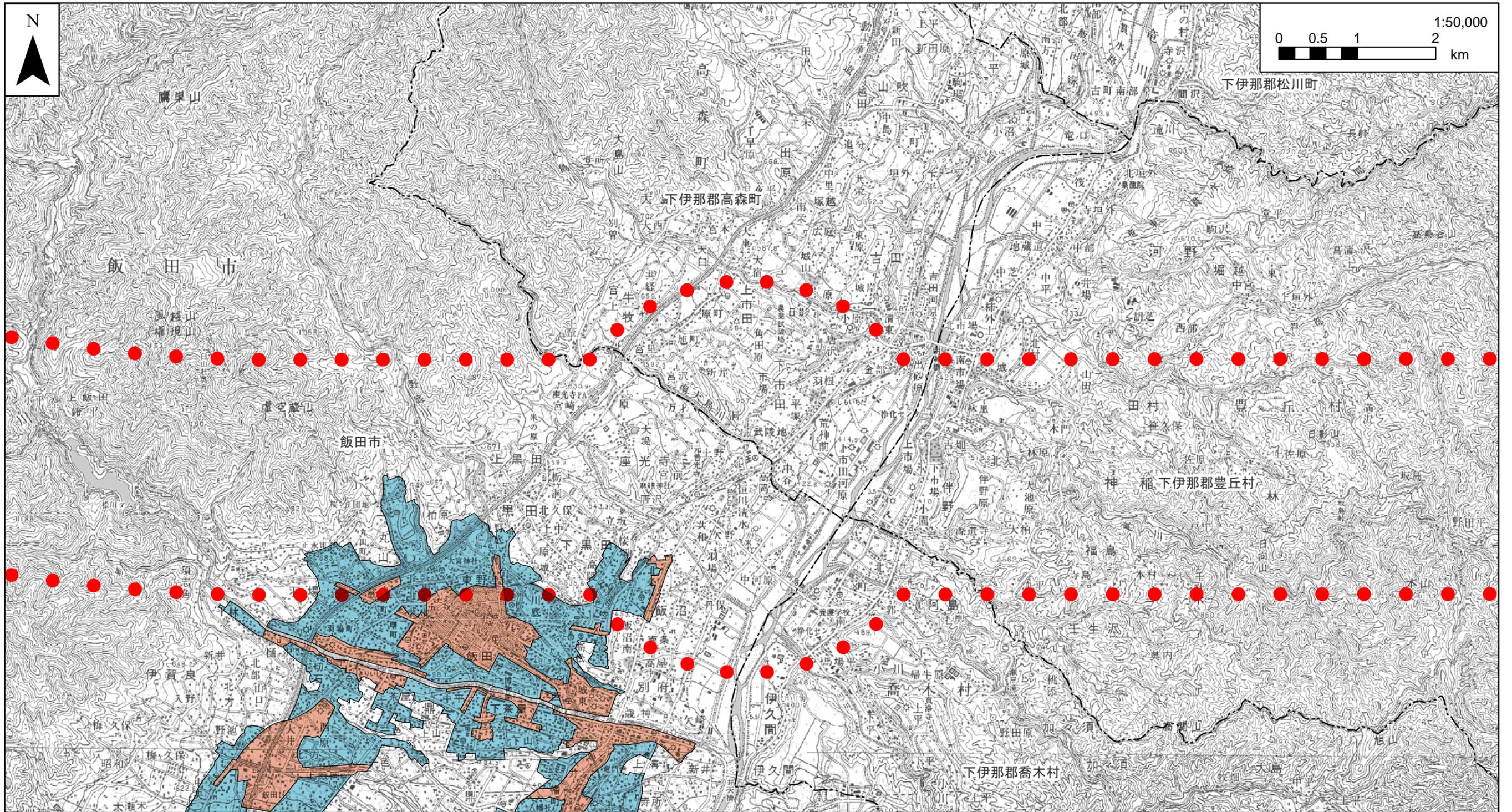
凡例

	対象事業実施区域		県境		市町村境
	第1種区域				
	第2種区域				

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。
 注2. 本図には、振動に係る規制基準の区域指定及び測定地点はない。

図-3(1) 振動に係る規制基準の区域指定の状況図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである（承認番号 平23情複、第266号）。」



凡例

- 対象事業実施区域
- 第1種区域
- 第2種区域
- 県境
- 市町村境

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

図-3(2) 振動に係る規制基準の区域指定の状況図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである（承認番号 平23情複、第266号）。」



- 凡例
- 対象事業実施区域
 - 県境
 - 市町村境
 - 第1種区域
 - 第2種区域

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。
 注2. 本図には、振動に係る規制基準の区域指定及び測定地点はない。

図-3(3) 振動に係る規制基準の区域指定の状況図

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の100万分の1 日本、50万分の1 地方図、数値地図200000（地図画像）及び数値地図50000（地図画像）を複製したものである（承認番号 平23情複、第266号）。」